

## 船舶事故調査報告書

平成23年1月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成22年5月28日 15時50分ごろ～18時22分ごろの間）
発生場所	石川県小松市安宅港口灯台から真方位256° 1.9海里（M）付近
事故調査の経過	平成22年5月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第三菊丸、6.6トン IK2-5506（漁船登録番号）、個人所有 13.09m（Lr）×3.45m×1.10m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、平成6年9月21日  船長 男性 67歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月14日 免許証交付日 平成20年8月25日 （平成26年7月23日まで有効）  甲板員 男性 66歳 操縦免許なし
死傷者等	死亡 2人（船長、甲板員）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、ごち網漁の目的で、石川県加賀市橋立漁港を出航し、船長が、平成22年5月28日15時50分ごろ携帯電話で所属漁業協同組合に、16時40分ごろ橋立漁港に入航する旨を連絡した。 所属漁業協同組合では、本船が帰港しないので、17時50分ごろ、海上保安庁に通報した。 本船は、18時22分ごろ、安宅港口灯台から真方位256° 1.9M（石川県 梯川河口の西方約2M）付近で、捜索中の僚船により、無人の状態で見つめられた。 甲板員は、5月30日09時30分ごろ、安宅沖2km 付近の海底で見つめられたが、船長は、行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。
気象・海象	気象：16:00 風向 北北東、風力 3、降水量 0 17:00 風向 北、風力 3、降水量 0 18:00 風向 北北東、風力 3、降水量 0

	海象：波高 不詳、海水温度 約16℃								
その他の事項	<p>本船に衝突痕などの損傷はなかった。</p> <p>本船は、発見時、主機が中立で、網ロープが船首及び船尾から、網を揚げるときの中ロープが左舷中央からそれぞれ出ており、船首ロープが海底の岩に引っ掛かった状態であった。</p> <p>甲板員は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗組員2人の携帯電話が船内で、また、本船の発見場所付近の海底で白い長靴が見つかった。</p> <p>本船の魚倉には、たいとかわはぎが入った7～8個の箱があり、網にすずきが1尾かかっていた。</p> <p>本船は、小型兼用船で、遊漁船業の登録もしており、旅客定員等は13人で、発見時、船尾倉庫に救命胴衣が13個備えられていた。</p> <p>魚市場での競りは、18時30分ごろから開始されることになっていた。</p>								
分析	<table border="0"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>船長は、行方不明となり、後日、死亡と認定された。</p> <p>甲板員の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、5月28日15時50分ごろ、船長が帰港の予定時刻を所属漁業協同組合に連絡したのち、18時22分ごろ梯川河口の西方沖において、漁具が海中に投入された無人の状態で見発見されたことから、この間において、船長及び甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>船長は、行方不明となり、後日、死亡と認定された。</p> <p>甲板員の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、5月28日15時50分ごろ、船長が帰港の予定時刻を所属漁業協同組合に連絡したのち、18時22分ごろ梯川河口の西方沖において、漁具が海中に投入された無人の状態で見発見されたことから、この間において、船長及び甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>船長は、行方不明となり、後日、死亡と認定された。</p> <p>甲板員の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、5月28日15時50分ごろ、船長が帰港の予定時刻を所属漁業協同組合に連絡したのち、18時22分ごろ梯川河口の西方沖において、漁具が海中に投入された無人の状態で見発見されたことから、この間において、船長及び甲板員が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が梯川河口の西方沖でごち網漁を操業中、船長及び甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>								